

## 学校図書館における特別支援の現状と課題 —神奈川県公立小学校を対象とした調査を通して—

藁谷日奈子\*(lz280031@senshu-u.jp), 中和正彦\*(thz3335@isc.senshu-u.ac.jp)

野口武悟\*(takenori@isc.senshu-u.ac.jp), 植村八潮\*(yashio@isc.senshu-u.ac.jp)

\* 専修大学文学部

### 1. 研究の背景と目的

#### 1.1 研究の背景

文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、義務教育段階の小・中学校における通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が、2002年の調査では約6.3%（約42,000人中2,700人）、2012年の調査では約6.5%（約54,000人中3,500人）程度在籍していることがわかった。また、小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒および通級による指導を受けている児童生徒は、2008年時点では約1.6%（約17万5,000人）であったのに対し、2017年時点では約3.5%（約34万6,000人）になるなど、特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にある。

そのような中、2016年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行され、また、2019年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、読書バリアフリー法）が成立・施行されるなど、近年、学校における障害者を取り巻く環境は大きく変化を遂げてきている。前述の2つの法律はともに、学校において「読書センター」と「学習・情報センター」としての機能を担う学校図書館にも適用される。

さらに、2020年より実施される小学校の学習指導要領においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」と明記されており、学校図書館を活用した授業や活動は今後ますます推進されていくであろう（他の校種においても同じ）。当然のことながら、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が不自由なく利・活用できるような学校図書館づくりが重要となってくる。

#### 1.2 研究の目的

そこで、本研究では、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校図書館がどの

ような支援や対応を行っているのか、その現状と課題を明らかにし、今後の学校図書館における特別支援のあり方を考察することを目的とする。

## 2.研究の方法

本研究では、神奈川県内の公立小学校全 852 校のうち、神奈川県の地域別市町村ごとに無作為抽出し、計 428 校の公立小学校の学校図書館に郵送によるアンケート調査を実施した。調査期間は 2019 年 8 月 26 日～9 月 30 日までである。

## 3.研究の結果

アンケート調査を依頼した学校図書館 428 館のうち、163 館から回答が得られた。回収率は 38.1%、有効回答数は 155 館 (36.2%) であった。

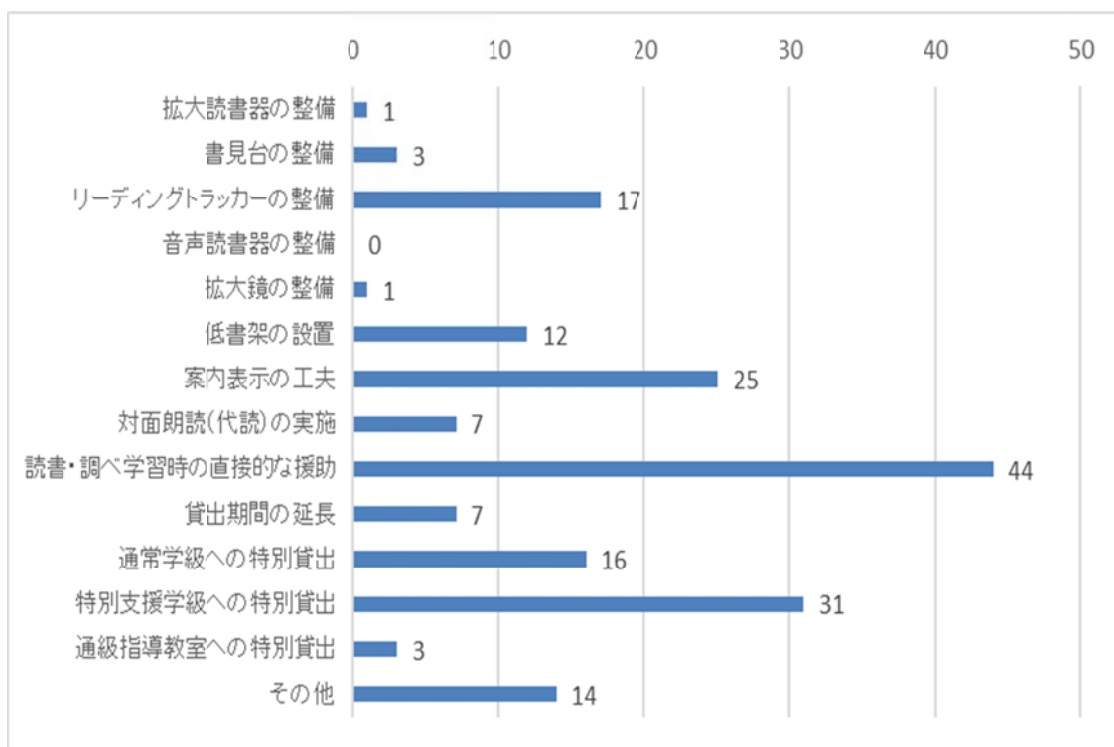
有効回答数 155 館のうち、特別な支援を必要とする児童に対して、特別な支援を「行っている」と回答した学校図書館は 73 館 (47.1%) であった。約半数の学校図書館では、特別な支援を必要とする児童に対して支援が行われていないことが明らかになった。ただし、「行っていない」と回答した学校図書館であっても、回答内容を見ると実際には支援を行っている学校図書館も見受けられたことから、回答上の数値よりも多くの学校図書館が支援を行っている可能性もある。

### 3.1 特別な支援を「行っている」学校図書館の現状

特別な支援を「行っている」と回答した 73 館に対し、具体的にどのような特別な支援を行っているのか選択式でたずねた。

その結果、最も多かったのは「読書・調べ学習時の直接的な援助」で 44 館 (60.3%)、次いで、「特別支援学級への特別貸出」で 31 館 (42.5%)、「案内表示の工夫」で 25 館 (34.2%) であった (図 1)。支援を「行っている」と回答した学校図書館の担当者のうち半数以上が、特別な支援を必要とする児童に直接援助をした経験があることがわかった。

図 1 の「その他」の回答としては、読書スペース・通路の確保といった学校図書館の設備や空間の整備に関することや、教室で過ごすことに抵抗を抱える児童に図書館を居場所として提供することなどが挙げられた。



(n=73, 複数回答可) (単位: 館)

図1 具体的な支援内容

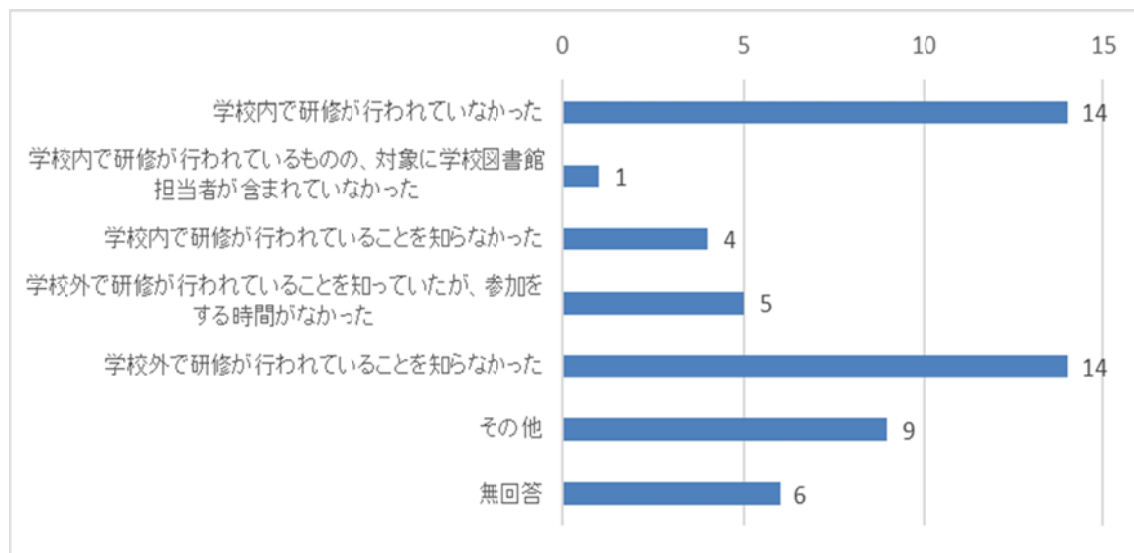
特別な支援を必要とする児童に対応するために、学校図書館の担当者として研修に参加した経験があるかたずねたところ、研修に参加をしたことが「ある」との回答は 30 館 (41.1%)、「ない」との回答は 43 館 (58.9%) から寄せられた。

研修に参加をしたことが「ない」と回答した 43 館に対して、参加をしたことがない理由を選択式でたずねたところ、「学校内で研修が行われていなかった」と「学校外で研修が行われていることを知らなかった」が同率で最も多く、それぞれ 14 館 (32.6%) であった (図 2)。アンケート調査を行う前までは、勤務時間の制限や他の業務の兼ね合いなどの問題で、参加をすることが厳しいのではないかと考えていたが、その予想とは異なる結果となった。そもそも「特別な支援に関する研修は学校内でしか行われない」と捉えている学校図書館の担当者が多いこともわかった。

図 2 の「その他」の回答の中には、「特別な支援の研修自体には参加をしたことはあるが、学校図書館担当者としては参加をしたことがない」といった回答もあった。

学校図書館の担当者以外の教職員に対して、特別な支援を必要とする児童に関する相談をした経験があるかをたずねたところ、相談をしたことが「ある」との回答が 43 館 (61.4%)、「ない」との回答が 27 館 (38.6%) であった (n=70)。特別な支援を行っている学校図書館の半数以上が、特別な支援を必要とする児童に関する相談経験があることがわかった。

相談をしたことが「ある」と回答した 43 館に対して、可能な範囲で具体的な相談相手と相談内容を記述式でたずねたところ、相談相手の多くは「学級担任」「特別支援学級担任」で占められており、相談内容は児童の興味に関するものや学校図書館での対応方法などさまざまであった。主な相談事例を以下の表 1 に記す。



(n=43, 複数回答可) (単位：館)

図 2 特別な支援に関する研修に参加をしたことがない理由

表 1 学校図書館の担当者以外への相談内容

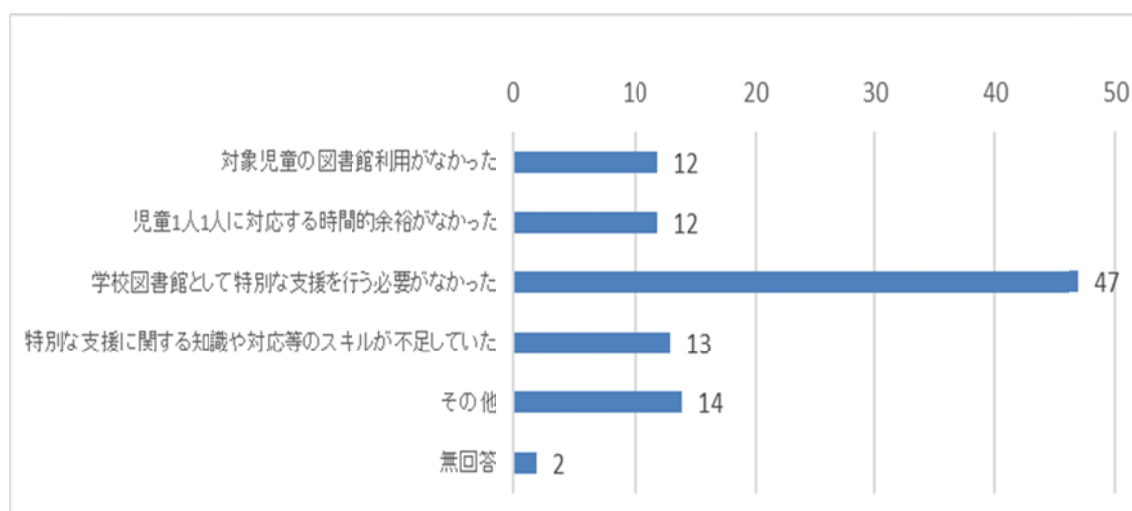
相談相手	相談内容
学級担任	1 人でくるとあばれてしまうなどある子どもには、担任がついて来館されるようおねがいをした
担任・専任	許可なく授業離脱をして来館する児童の対応法（職員間の情報共有ルート、声かけのしかた、話を聞く、〇分までに教室に戻るなど個々の児童に応じて許容する範囲について）
特別支援学級担任	興味があることはどんなことか、そのために必要な本や資料をいつまでにそろえたらいいか など
特別支援学級担任	1 人 1 冊という決まりに納得いかない子で、泣き叫ぶことがあったので相談して、個別的な対応を考えた

### 3.2 特別な支援を「行っていない」学校図書館の現状

特別な支援を「行っていない」と回答した 82 館に対して、支援を行っていない理由を選択式でたずねたところ、最も多かったのは「学校図書館として特別な支援を行う必

要がなかった」で47館（57.3%）であった（図3）。支援を行っていない多くの学校図書館の担当者は、自身の学校図書館として特別な支援を行う必要性を感じていないことがわかった。

「その他」の回答では、主に「特別支援学級にて既に支援を行っているため、学校図書館では行っていない」といった回答が多く挙げられた。また、「通常学級の児童に対する支援と変わらない」「要望がない」といった理由で支援を行っていないという回答も挙げられた。



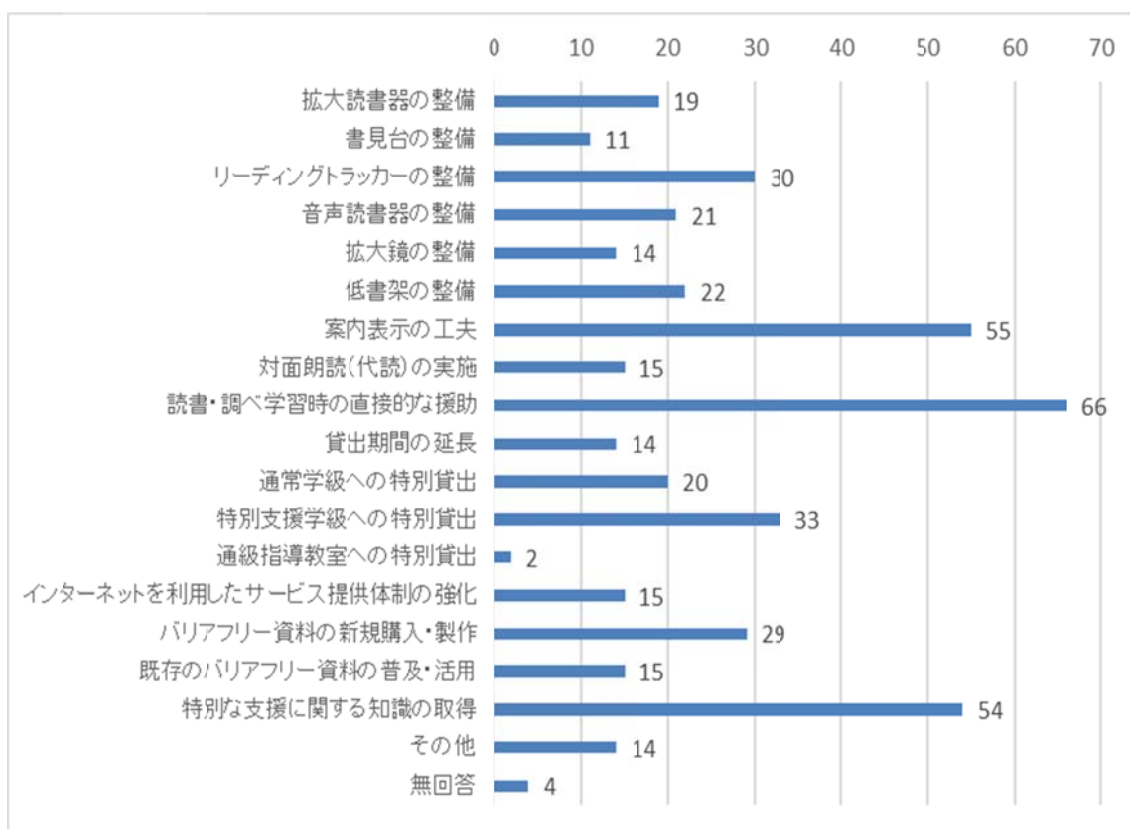
(N=82, 複数回答可) (単位: 館)

図3 特別な支援を行っていない理由

### 3.3 今後の学校図書館における特別な支援の必要性

特別な支援の実施の有無にかかわらず、今後、学校図書館全体として特別な支援を行っていく必要があると思うかをたずねたところ、「あると思う」が138館（89.6%）となった（n=154）。支援の実施の有無にかかわらず、多くの学校図書館の担当者は、学校図書館において特別な支援を行うことは必要になると感じていることがわかった。

「あると思う」と回答した138館に対し、具体的にどのような支援や対応を行っていきたいかを選択式でたずねたところ、最も多かったのは実際に行われている特別な支援（3.1参照）と同様に、「読書・調べ学習時の直接的な援助」が最も多く66館（47.8%）、次いで「案内表示の工夫」で55館（39.9%）、「特別な支援に関する知識の取得」で54館（39.1%）であった（図4）。「その他」の回答では主に「要望があり次第、ニーズに合わせて導入する」という回答が多く挙げられた。



(n=138, 複数回答可) (単位: 館)

図4 今後行っていきたい具体的な支援・対応内容

#### 4. 研究の考察と結論

学校図書館において特別な支援を「行っていない」と回答した学校図書館の多くは、特別な支援を必要としている児童がいないから学校図書館として特別な支援を行う必要がないと捉えていることがわかった。

しかし、特別な支援のニーズはすべて顕在化しているわけではない。実際に支援を必要としている児童は、読書や学校図書館を利・活用するにあたって困難を感じていたとしても、自分から教職員や学校図書館の担当者に「特別な支援をしてほしい」との意思を伝えるケースは少ないと考えられる。つまり、特別な支援を必要とする児童がいないのではなく、学校図書館の担当者が特別な支援を必要とする児童の存在を把握できていないという可能性がある。顕在化しているニーズはもちろん、潜在的なニーズに対しても、学校図書館の担当者は積極的に汲み取っていくことが求められる。

加えて、特別な支援を必要とする児童は、特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童のみならず、通常学級に在籍する児童も含まれることを改めて確認する必要があると

考える。今回の調査を通して、「特別な支援を必要とする児童」を「特別支援学級または通級指導教室に在籍する児童」と捉えている学校図書館の担当者が少なくないように感じたからである。

2016年4月より施行された障害者差別解消法により、校種を問わず、国公立学校には障害者への合理的配慮の提供が義務づけられている。提供が義務づけられた合理的配慮を的確に行うためには、計画的かつ継続的な基礎的環境整備が不可欠である。

今回の調査結果を総合すると、合理的配慮の提供が義務づけられてから3年が経過した現在においても、合理的配慮の提供と基礎的環境整備はおろか、その認識も十分とは言いがたい学校図書館が少なくない実態が浮き彫りとなった。ただし、現在の特別な支援の実施の有無にかかわらず、特別な支援を必要とする児童に対して、今後、学校図書館として支援を行うことを必要と感じている学校図書館は多いこともわかった。

障害の有無にかかわらず、すべての児童に読書を楽しんでもらうために、そして不自由なく安心して学校図書館を利・活用してもらうために、まずはそれぞれの学校図書館で、どのような支援を必要とする児童が自校に在籍しているのかをしっかりと把握することが重要となる。そうすることで、把握した児童のニーズに応じて、例えば、文字が小さくて読めない児童に対して一般的な本よりも大きな文字で書かれている大活字本を整備・提供したり、難しい文章や表現を理解することが難しい児童に対してイラストやわかりやすい表現を用いた案内表示を掲示したりといった、合理的配慮の提供とそのため基礎的環境整備が可能となる。そして、こうした合理的配慮の提供とそのため基礎的環境整備を学校図書館経営計画に位置づけて、計画的・継続的に地道にそして着実に進めていくことが大切である。

## 参考文献

野口武悟「特別支援教育と学校図書館：その現状と展望」『図書館雑誌』110(8), 2016年. p.493-495.

松戸宏予『日英のフィールド調査から考える 学校図書館における特別支援教育のあり方』ミネルヴァ書房, 2012年

## 謝辞

ご多忙のところ、調査にご協力いただいた学校図書館担当者みなさまには、ここに記して感謝申し上げます。